

○指定講習機関の指定等に関する事務取扱要領の制定について(通達甲)

平成28年1月18日

免許発第19号

改正 平成29年3月3日免許発第49号

令和3年2月16日免許発第40号

令和4年5月12日免許発第105号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

取消処分者講習及び初心運転者講習を指定講習機関に行わせる場合の指定講習機関の指定等については、「指定講習機関の指定等に関する事務取扱要領の制定について(例規)」(平成25年5月15日免許発第110号)により運用しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「指定講習機関の指定等に関する事務取扱要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

指定講習機関の指定等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第1条の規定による指定講習機関の指定を行う場合における手続並びに取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 申請書等の受理

1 取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習(以下「特定講習」という。)に係る指定講習機関の指定の申請は、別記第1号様式の指定講習機関指定申請書(以下「申請書」という。)により行うものとし、当該指定を受けようとする指定自動車教習所等から免許センター長がこれを受理するものとする。

2 免許センター長は、1の申請書の受理に当たっては、当該申請書に規則第2条第2項に掲げる書類が添付されているかの確認を行うものとする。

第3 指定講習機関の指定の手続

1 免許センター長は、指定講習機関の指定の手続を行う場合において、特定講習が取消処分者講習であるときは法第108条の4第1項第1号並びに規則

第5条及び第6条の各要件について、特定講習が初心運転者講習であるときは法第108条の4第1項第2号並びに規則第7条及び第8条の各要件について、特定講習が若年運転者講習であるときは法第108条の4第1項第3号並びに規則第5条及び第8条の2の各要件について当該指定自動車教習所等に直接赴いて確認するとともに、法第108条の4第3項各号に定める欠格事項のいずれにも該当しない指定自動車教習所等であることの確認を行うものとする。

- 2 免許センター長は、公安委員会が指定講習機関の指定をしたときは、別記第2号様式の指定書を作成するものとする。

第4 運転適性指導員等の選任又は解任

免許センター長は、法第108条の4第1項第1号に規定する取消処分者講習及び法第108条の4第1項第3号に規定する若年運転者講習に係る運転適性指導員の選任又は解任があったときは別記第3号様式の運転適性指導員選任(解任)届を、法第108条の4第1項第2号に規定する初心運転者講習に係る運転習熟指導員の選任又は解任があったときは別記第4号様式の運転習熟指導員選任(解任)届を指定講習機関から受け取るものとする。

第5 特定講習の業務に関する規程の認可及び変更

免許センター長は、法第108条の6第1項の規定により公安委員会の認可を受けようとする指定講習機関から、特定講習の開始前に、指定講習機関において定められた特定講習の業務に関する規程(以下「講習業務規程」という。)及び別記第5号様式の講習業務規程認可申請書の提出を受けるものとする。また、指定講習機関が講習業務規程の変更をするときは、別記第6号様式の講習業務規程変更認可申請書の提出を受けるものとする。

第6 名称等の変更の届出

免許センター長は、指定講習機関が規則第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を変更するときは、別記第6号様式の講習業務規程変更認可申請書及び別記第7号様式の公示事項等の変更届出の提出を受けるものとする。

第7 特定講習計画の提出

免許センター長は、指定講習機関に対して翌月分の特定講習計画の資料の提出を求めるものとする。

なお、指定講習機関が特定講習計画を変更しようとするときは、免許センター長と指定講習機関の管理者が事前に協議を踏まえることとなる。

第8 指定講習機関への通知

- 1 免許センター長は、取消処分者講習の受講対象者のうち、指定講習機関で当該講習を受講させる者について、別記第8号様式の取消処分者講習受講予定者通知書により、速やかに指定講習機関に通知するものとする。

- 2 免許センター長は、法第108条の3第1項の初心運転者講習の通知を行ったときは、速やかに別記第9号様式の初心運転者講習受講予定者通知書により指定講習機関に通知するものとする。
- 3 免許センター長は、法第108条の3の3の若年運転者講習の通知を行ったときは、速やかに別記第10号様式の若年運転者講習受講予定者通知書により指定講習機関に通知するものとする。

第9 特定講習の内容等の変更通知

免許センター長は、特定講習の通知を受けた者からの申出により、特定講習の内容、日時又は場所を変更するときは、速やかに関係する指定講習機関に通知しなければならない。

第10 移送通知

免許センター長は、初心運転者講習又は若年運転者講習の実施の通知をする場合において、当該講習の受講対象者が他の公安委員会の管轄区域内に住所を変更していたときは、速やかに当該住所地を管轄する公安委員会に別記第11号様式の初心運転者講習移送通知書又は別記第12号様式の若年運転者講習移送通知書を送付しなければならない。

第11 特定講習の結果報告

免許センター長は、指定講習機関から特定講習の結果について報告を受けるものとする。この場合において、取消処分者講習にあっては別記第13号様式の取消処分者講習結果報告書により、初心運転者講習にあっては別記第14号様式の初心運転者講習結果報告書により、若年運転者講習にあっては別記第15号様式の若年運転者講習結果報告書により報告を受けるものとする。

第12 特定講習の休止又は廃止の許可

- 1 免許センター長は、指定講習機関が特定講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、別記第16号様式の特定講習の休廃止の許可申請書の提出を受けるものとする。
- 2 免許センター長は、公安委員会が1の許可をしたときは、別記第17号様式の適合(監督)命令書を作成するものとする。

第13 指定の取消し

免許センター長は、公安委員会が法第108条の11の規定による指定講習機関の指定の取消しを行うときは、別記第18号様式の指定講習機関の指定取消通知書を作成するものとする。

(別記様式省略)